

環境大臣 望月義夫殿

2015年1月22日
東京都千代田区麹町2-6-10
TOKYO ZERO キャンペーン
「呼びかけ人」61人
他署名者43,623人

「動物福祉先進国」を実現するための環境省への要望書

願意：

国において、2020年の東京オリンピック開催までに以下のことを実現していただきたく、要望致します。

- 1、動物愛護管理法第二十二條の五についての附則第七條を削除し、8週（56日）齢規制を早期に実現すること
- 2、都道府県等が運営するいわゆる「動物愛護センター」について、犬猫を抑留し殺処分するための施設から、犬猫を保護し譲渡するための施設に転換するよう促すこと
- 3、都道府県等が引き取った犬猫の譲渡率が向上するよう、保護犬・保護猫を飼うことの意義等について普及啓発をはかること

理由：

日本を、動物福祉先進国に――。

2020年に開催される東京オリンピック・パラリンピックで外国からたくさんのお客様を迎える前に、東京をはじめとした各自治体を動物福祉先進都市とし、ひいては日本を動物福祉先進国としたい。

そんな思いを形にするために2014年4月、「TOKYO ZERO キャンペーン」は立ち上がりました。

犬は約1万5千年前から人に寄り添い、猫は約5千年前から人ともに暮らしてきました。犬や猫は、人間のかけがえのないパートナーであり、家族なのです。そんな犬たち、猫たちが、幼すぎる状態でショーケースに陳列されて衝動買いの対象となり、一方で無為に殺されている現状は、絶対に変えなければいけません。

まずは東京から、五輪開催年を目指して。ひいては、日本の動物福祉を向上させるために。「TOKYO ZERO キャンペーン」は声をあげています。

私たちが考える、具体的な解決策が上記「願意」にある3つです。

その理由を次ページから記します。

2013年度、13万8268匹もの犬と猫が、全国の自治体で殺処分されました(負傷動物を含む)。

一方で日本には、欧米先進国にはほとんどみられないペットショップ(生体小売業者)が存在します。このビジネスを支えるために、全国各地でパピーミル(子犬繁殖工場)とペットオークション(競り市)が営まれています。

人間のパートナー、家族として生まれてきたはずなのに、人間に捨てられ、殺される命があります。こうした状況を打破して動物福祉先進国を実現するために、以下の3点を私たちは要望いたします。

Step 1 ペット産業適正化のために必要な「8週齢規制」を早期に実現しよう!

昨年10月以降、犬の大量遺棄事件が全国で相次いでいます。無残にも捨てられていたのは主に繁殖犬、一部は売れ残り犬と見られており、動物取扱業者の関与は明白です。栃木県内の事件では既に、ペットショップ関係者らが逮捕、起訴されています。

先進的な動物福祉国となるためには、①ペット産業適正化のために「8週齢規制」を早期に実施する必要があります。

幼齢動物を「衝動買い」させるペットショップ 8週齢は先進国の常識

生後56日(8週齢)に満たない、幼すぎる子犬を生まれた環境から引き離すと、精神的外傷を負う可能性が高く、無駄ぼえや無駄がみなどの問題行動を起こしやすくなります。このこと自体、動物福祉の観点から大きな問題となっています。問題行動が、飼い主による飼育放棄の可能性を高めてしまうことも、見過ごせません。

一方で、ペットショップなどでは「犬がぬいぐるみのようにかわいいのは生後45日くらいまで」という考え方にに基づき、幼すぎる子犬を販売しています。「かわいさ」という商品力によって、消費者に衝動買いを促すことをビジネスモデルの根幹に据えているという実態が、背景にはあります。そして衝動買いが、安易な飼育放棄につながりやすいことは、言うまでもありません。

欧米先進国では、8週齢まで子犬を生まれた環境から引き離すことを禁じる「8週齢規制」の存在が、常識です。動物行動学の第一人者で米ペンシルベニア大学獣医学部のジェームス・サーペル教授も「(子犬を生まれた環境から引き離す)最適なタイミングは、7週齢から9週齢のちょうど真ん中である8週齢だ」(2014年9月28日、TOKYO ZERO キャンペーン主催の「公開セミナー」にて)と説明しています。日本国内でも8週齢規制を早期に実施することで、ペット産業の適正化を促し、動物福祉の向上につなげていくべきだと、私たちは考えています。

そこで環境省にはぜひとも、動物取扱業の適正化に力を入れていただきたく、要望させていただきます。具体的にはまず「8週齢(56日齢)規制」の一日も早い実施をお願いするとともに、動物愛護管理法附則第7条に基づき「49日齢規制」に移行するタイミングにあわせて「飼養施設規制」や「繁殖制限措置」の導入も検討いただきたく思います。

Step 2

捨てられた犬猫のために

「動物愛護センター」を「ティアハイム」的施設に転換するよう促す

ペット産業の適正化が捨て犬、捨て猫をうみだす「蛇口」を締めることにつながるとすれば、それでも捨てられてしまう犬や猫たちにとっての「受け皿」の改善も必要です。

そこで私たちは、②捨てられた犬や猫の福祉向上のために「動物愛護センター」を「ティアハイム」的施設に転換するよう促す必要があると考えています。

日本の「動物愛護センター」をティアハイム的施設に

犬や猫の引き取り業務は全国の都道府県、政令指定都市、中核市が行っています。その業務の担い手である施設は多くの場合「動物愛護センター」などと呼ばれ、捨て犬、捨て猫の「受け皿」となっています。ところが、一部先進的な自治体を除き、これらの施設は、名称とは真逆の「動物殺処分センター」になっています。しかも、殺処分されるまで、犬や猫は劣悪な環境に置かれています。

一方で動物福祉先進国・ドイツには、捨てられた犬や猫たちが幸せに暮らせ、そこで新たな飼い主を待つための動物保護施設「ティアハイム」が存在します。一般の人が気軽に足を運べる明るい施設、利便性の高い立地となっており、もちろんそこでは日本のような殺処分は行われていません。

全国の「動物愛護センター」を、抑留して殺処分するための施設から、ドイツの「ティアハイム」のような保護して譲渡するための施設に転換していくことが必要だと、私たちは考えています。

Step1の「8週齢規制の早期実施」がかなえば、都道府県等による特に犬の引き取り数、殺処分数は劇的に減少するはずで、その結果、動物愛護センターの多くのスペースを譲渡事業に充てるのが可能になります。各地の動物愛護センターが多くの市民が訪れる場となり、捨てられた犬猫たちは「新たな家族」を見つける機会を得られることでしょう。

そこで環境省にはぜひとも、ガイドラインの提示や指導などを通じて、全国の自治体が運営する「動物愛護センター」を「ティアハイム」のように不幸な犬や猫を保護し、譲渡するための施設へと転換していくよう促していただきたく、要望させていただきます。

Step 3 「保護犬」「保護猫」との出会いを広めよう！

捨てられた犬猫の殺処分率は7割以上 保護犬、保護猫を「家族」に

現在、殺処分される犬猫の数は減少傾向にはあります。それでも2013年度、全国の自治体に引き取られた犬猫の数は18万9388匹。うち殺処分されたのが13万8268匹。殺処分率は73%にのぼります。一方で、新たな飼い主を見つけ、譲渡されていった犬猫は3万4635匹……。譲渡率は18・28%にとどまっています。(いずれも負傷動物を含む)

今日も数百匹もの犬や猫が殺処分されていることを思えば、殺処分率を下げ、譲渡率をあげる取り組みを急がなければいけません。市民が犬や猫を飼おうというとき、ペットショップ以外の選択肢が頭に思い浮かぶ状況を作っていく必要があるのです。そのために私たちは、③「保護犬」「保護猫」との出会いを広めていくべきだと考えています。

そこで環境省にはぜひとも、「保護犬」や「保護猫」をパートナー、家族として迎えることのすばらしさを、よりいっそう世の中に普及啓発していただきたいたく、要望させていただきます。



すべてのペットが幸せに過ごせる 世界に誇れる日本を目指して

2014年にロシア・ソチで開催された冬季オリンピックの際には、世界のトップアスリートによる捨て犬の保護が大きな話題になりました。動物福祉の考え方が広く世界に伝わった一方で、開催国としては世界に恥ずべき情報発信となりました。

2020年、海外からたくさんのお客さまを東京、そして日本に迎えます。

その前に、不幸な犬や猫をうみだす「蛇口」を締め、並行して、それでも漏れ出てしまう犬猫たちのための「受け皿」を改善する。そのために、環境省にはよりいっそうの動物愛護行政の進展をお願いいたしたく思います。

世界に誇れる「動物福祉先進国」日本の実現を目指して。不幸な犬猫を「ゼロ」にしていくために。

以上